

# 無料低額介護老人保健施設利用事業のお知らせ

お金に不安のある方にも、まずは必要な介護を受けていただくために、無料もしくは低額で施設介護サービスの利用についてご相談をください

## 【無料低額介護老人保健施設利用事業とは？】

社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な介護を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で介護老人保健施設を利用させる事業です。

当施設では、東京都にその届出を行って実施しています。

## 【対象者】

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者（医療保険加入の有無、国籍は問いません。）

当施設をご利用される方で、経済的な理由で施設介護サービス費等の支払いが困難な方。ただし一定の条件があります。

## 【利用方法】

利用を希望する時は、下記の連絡先へご連絡いただくか、受付もしくは相談員まで直接ご相談ください。

## 【減免の基準】

対象になるかを判断するため、所得状況がわかる資料のご呈示をお願いしております。あらかじめご了承ください。また、適用の有無にかかわらず、生活相談もお受けします。

## 【減免の範囲】

当施設の一定期間における施設介護サービス費等に限りです。

## 【お問合せ先】

東京都足立区柳原2-33-6

でんわ 03-3870-4621

介護老人保健施設 千寿の郷（相談室）